

# 伊勢崎市特定創業支援事業のご案内

## 1 特定創業支援事業とは

創業希望者に対して、創業に必要な知識を継続的に提供する支援事業です。支援が完了すると、支援を受けたことの証明を受けられます。

## 2 対象者

- これから創業する者（事業を営んでいない個人）
- 創業後5年未満の者（事業を開始した日から5年を経過していない個人または法人）

## 3 伊勢崎市の特定創業支援事業

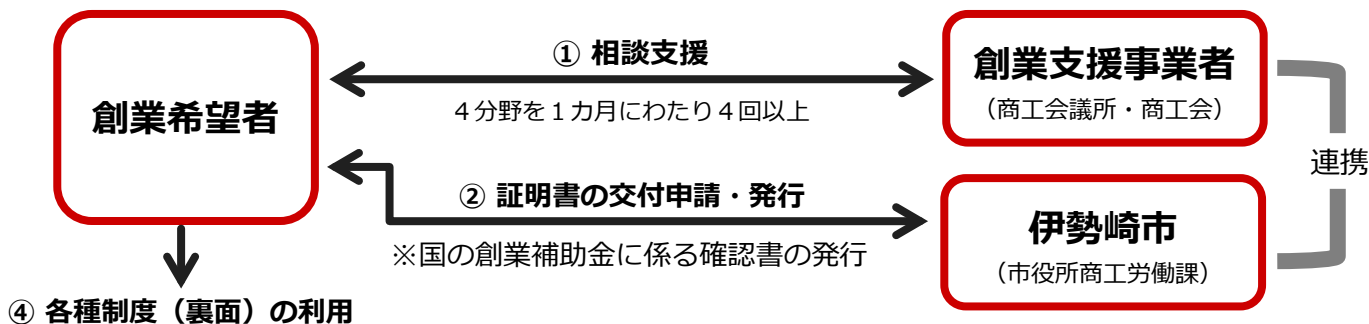
伊勢崎市の特定創業支援事業は、創業支援事業者が「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野について、1カ月以上にわたり4回以上の相談支援を行うものです。

分野	主な内容
経営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定、知財
財務	財務、会計、経理、資金繰り、資金調達
人材育成	従業員の雇用、人材確保、人事・労務管理、人材育成
販路開拓	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓

## 4 伊勢崎市の創業支援事業者

相談支援を希望する場合は、以下の創業支援事業者へ直接お問い合わせください。

創業支援事業者	住所	電話番号
伊勢崎商工会議所	伊勢崎市昭和町3919	0270-24-2211
群馬伊勢崎商工会	伊勢崎市東町2668-1（あずま支所2階）	0270-62-2580



## 5 支援が完了すると受けられる制度

支援が完了したことの証明書を提出することで、下記制度の適用が受けられます。対象要件や手続き方法、申請窓口などは、制度ごとに異なりますので、事前に制度の実機関で詳細を確認してください。

### ① 会社設立時の登録免許税の軽減

例) 株式会社の場合：資本金の0.7%→0.35%、最低税額15万円→7.5万円

※会社とは、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社をいいます。創業前または創業後5年未満の個人事業主が対象です。詳細は、法務局にお問い合わせください。

### ② 創業関連保証の申し込み期間の特例

創業関連保証の特例が、創業6か月前から利用できます。

※伊勢崎市外で創業する場合も適用されます。詳細は、信用保証協会または金融機関にお問い合わせください。

### ③ 日本政策金融公庫の新創業融資制度の利用

新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、利用することができます。

※融資の利用に当たって審査があります。詳細は、日本政策金融公庫の各支店にお問い合わせください。

### ④ 日本政策金融公庫の新規開業資金の貸付利率の引き下げ

新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することができます。

※融資の利用に当たって審査があります。詳細は、日本政策金融公庫の各支店にお問い合わせください。

### ⑤ 伊勢崎市の創業促進サポート補助金の申請

※これから伊勢崎市内で創業する市内在住の個人事業者または法人が対象です。補助金の採択に当たって審査があります。詳細は、伊勢崎市役所商工労働課にお問い合わせください。

## 6 証明書の発行

市ホームページから所定の書類をダウンロードし、必要事項を記入したものを2部作成して、伊勢崎市役所商工労働課に直接提出してください。

<お問い合わせ>

田島弥平旧宅PRキャラクター くわまる

伊勢崎市役所 産業経済部 商工労働課

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目4 1 0 (市役所本館5階)

TEL : 0 2 7 0 - 2 7 - 2 7 5 4

E-mail : shoukou@city.isesaki.lg.jp

